

放射性物質汚染対策連絡調整会議の開催について（案）

平成23年 8 月25日

関係省庁申合せ

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染に関し、汚染地域の除染、がれきの処理、住民の健康調査、汚染の拡大防止に必要な規制その他の対策について、関係省庁の緊密な連携を確保し、総合的な調整を図るため、放射性物質汚染対策連絡調整会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房副長官補（内政）

副議長 内閣府原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐
環境省水・大気環境局長

構成員 内閣審議官

警察庁長官官房総括審議官

消費者庁次長

総務省大臣官房総括審議官（政策企画担当）

外務省軍縮不拡散・科学部長

文部科学省科学技術・学術政策局長

文部科学省スポーツ・青少年局長

厚生労働省大臣官房技術総括審議官

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

厚生労働省労働基準局長

農林水産省大臣官房技術総括審議官

農林水産省農林水産技術会議事務局長

経済産業省原子力安全・保安院長

国土交通省総合政策局長

防衛省運用企画局長

オブザーバー

東日本大震災復興本部

原子力委員会

原子力安全委員会
食品安全委員会
独立行政法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人放射線医学総合研究所
東京電力株式会社

3. 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。